

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から41年3月まで

昭和40年ごろ結婚した後、妻と一緒にA市からB市に来た時に、妻が夫婦二人の国民年金加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付した。申立期間について、一緒に納付した妻が納付済みなのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間であるとともに、申立人の国民年金保険料は、申立期間を除き、すべて納付されている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年1月から同年4月ごろ、申立人の妻と連番で払い出されており、申立人の妻は申立期間を含め、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人とその妻の国民年金保険料の納付日は、申立人の妻の特例納付期間を除き、おおむね同一であり、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられる。

加えて、納付年月が確認できる昭和48年4月以降は、申立人夫婦共に納期内に納付していることが確認でき、申立人夫婦の納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和59年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月1日から同年2月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、A事業所における厚生年金保険の被保険者資格の取得日が昭和59年2月1日である旨の回答を得た。しかし、同年1月1日から同年6月までA事業所に継続して勤務しており、在籍証明書もあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA事業所が発行した在籍証明書により、申立人は、昭和59年1月1日から同年6月30日までの期間、A事業所に非常勤職員として勤務していたことが確認できる。

また、A事業所から提出された当時の非常勤職員の厚生年金保険の加入基準によると、「勤務日数が週3日以上又は週24時間以上の者であること。」とされているところ、同僚等の供述により、申立人は、週3日以上の勤務日数であったことが推認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、昭和58年12月1日から59年2月1日までの期間に資格取得し、申立人と同様に非常勤職員として勤務していたことが確認できる3人に聴取したところ、いずれも勤務開始日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における昭和59年2月の社会保険事務所の記録から24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所では、当時の関係資料を既に廃棄していることから不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における資格喪失日に係る記録をそれぞれ、平成3年1月1日及び4年1月1日に訂正し、2年12月の標準報酬月額を12万6,000円、3年12月の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間について、厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年12月30日から3年1月1日まで
② 平成3年12月31日から4年1月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、両申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。しかし、採用時の辞令にはそれぞれの年の嘱託期間が「平成2年12月31日まで」及び「平成3年12月31日まで」と記載されており、いずれも厚生年金保険料が控除された給与明細書があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された辞令及び給与明細書により、申立人は、両申立期間にA事業所に勤務し、平成2年12月及び3年12月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、両申立期間の標準報酬月額は、A事業所における平成2年11月及び3年11月の社会保険事務所の記録及び給与明細書から、2年12月の標準報酬月額を12万6,000円、3年12月の標準報酬月額を14万2,000円とすることが妥当である。

なお、両申立期間における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間①については、厚生

年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日と同日の平成2年12月30日となっていることから、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難く、申立期間②については、事業主が資格喪失日を4年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを3年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主がそれぞれ当該日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る2年12月分及び3年12月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る申立人の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月から53年3月まで

昭和55年当時、妻が妻の父親から国民年金の特例納付制度があることを聞き、同年4月か5月ごろに市役所で年金の相談をし、私の国民年金の加入手続をした。保険料の納付については、市から説明を受けたメモのとおり50数万円の国民年金保険料を妻が郵便局で特例納付し、この後、昭和53年度分と54年度分の保険料を過年度納付した。56年3月に家族旅行に出かける朝に税の還付金4万円から7万円の通知を受けた記憶があり、この還付金は、確定申告により、国民年金保険料を特例納付したことによる控除があったものとししか考えられないので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間中の昭和48年7月から49年7月までの期間、50年10月から51年3月までの期間及び52年9月から53年3月までの期間は厚生年金保険の被保険者期間であり、これらの加入記録は申立人の国民年金加入手続直後の55年7月に追加処理されていることが確認できるが、申立人は、これら厚生年金保険被保険者期間の国民年金保険料（26か月分）について納付したか否かの記憶が曖昧である。

さらに、申立人は、確定申告による税の還付金を受け取ったと主張しているが、申立人及び申立人の妻の双方に確定申告を行ったとの記憶が無い上、申立人は申立期間直後の昭和53年度分保険料（3万2,760円）を

昭和 55 年 9 月 20 日に過年度納付した領収証書を所持している一方、同年 6 月に納付したとする申立期間の領収証書は確定申告に添付したために所持していないとしており、同じ年に遡及納付した保険料でありながら、その一部については、申告しなかったとの主張も不自然である。

加えて、申立人の保険料を特例納付したとする申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料が一部を除き未納である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 6 月及び同年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月及び同年 7 月

申立期間当時、国民年金保険料は私が市役所か銀行で納付しているはずであり、請求された国民年金保険料は、すべて納付しているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立人は、市役所か金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張するだけで、納付金額及び納付時期に係る記憶は曖昧であり、国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和 44 年 9 月に国民年金手帳記号番号が払い出されているが、38 年ごろにも別の国民年金手帳記号番号が払い出されており、当該番号に係る記録（36 年 4 月から 43 年 3 月までの期間）及び厚生年金保険被保険者期間とされていた記録（43 年 4 月から 44 年 5 月までの期間）は平成 19 年 12 月 21 日に追加処理されたことによるものであり、44 年 9 月時点では申立期間は国民年金未加入期間であったことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと推察される。

さらに、申立人は、請求された国民年金保険料はすべて納付していると供述しているが、申立期間当時、国民年金に加入していなかった申立人に対し、未納の通知や過年度保険料の納付書が送付されていたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から55年12月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から55年12月まで

申立期間について、社会保険事務所に照会したところ、申立期間は厚生年金保険との重複納付期間であったことから、昭和56年3月に国民年金保険料を還付したとのことであるが、還付通知を受けたことも無く、還付金を受け取った記憶も無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことは確認できるものの、同期間は厚生年金保険被保険者期間である上、これ以前に納付可能な国民年金の未納期間が無いことから、申立期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さはみられない。

また、社会保険庁の特殊台帳の備考欄には、申立期間の保険料に係る還付金額や還付決定日が明確に記載されており、この記載内容に不合理な点は無く、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、申立人及び申立人の夫から聴取しても、還付の記憶が無いとすることで国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料が還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月 15 日から 36 年 1 月 30 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について脱退手当金を受給しているとの回答だった。
結婚のため、A社を退職したが、退職金も脱退手当金も受け取っていないので、この期間、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、昭和 33 年 1 月から同年 12 月までに資格取得した女性社員のうち、同事業所での資格喪失時に脱退手当金の受給資格がある者は 31 人いるが、このうち、他の事業所に移った一人を除く 14 人に脱退手当金の支給記録が確認できる上、当該支給決定の記録がある者二人に照会したところ、一人は、「事業所に任せて手続きをした。」としており、もう一人は、「退職金を受け取った際に脱退手当金も受け取ったのかとも思う。」と供述していることを踏まえると、申立人の脱退手当金についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 36 年 3 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 6 月から 42 年 5 月まで
② 昭和 43 年 12 月から 47 年 4 月まで

A社（現在は、B社。）（①の期間）及びC社（②の期間）に勤務していた期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、両事業所に勤務していた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

2 A社に係る申立期間①について、公共職業安定所に照会したところ、申立人の雇用保険の加入記録は、昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 6 月 30 日までの期間及び 42 年 6 月 1 日から 43 年 3 月 23 日までの期間となっており、41 年 7 月 1 日から 42 年 5 月 31 日までの期間に係る加入記録は無い。

また、社会保険事務所の被保険者記録によると、昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 6 月 16 日までの期間及び 42 年 6 月 1 日から 43 年 3 月 24 日までの期間はA社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。しかし、申立期間①については、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、B社に申立人の雇用状況、厚生年金保険の適用状況について照会したところ、「当時の資料は残されておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況については確認できない。」との回答を得ている。

加えて、申立期間①当時に経理を担当していた元事業主の妻に照会したところ、「申立人は正職員として勤務しており、厚生年金保険も掛けていたと思うが、勤務期間については分からない。」との回答を得ているほか、申立

人が一緒に働いていたとする同僚4人に照会したところ、いずれも、「一緒に勤務していたが、一度会社を辞めたか否かを含め、勤務時期は分からない。」との供述を得ている。

なお、社会保険庁の記録によれば、申立人は、申立期間①の期間は国民年金の被保険者となっており、この期間の国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 C社に係る申立期間②について、公共職業安定所に照会したところ、申立人の雇用保険の加入記録は、申立期間②のうち、昭和44年7月1日から同年12月15日までの期間及び45年4月10日から同年12月18日までの期間となっており、申立期間②の一部について勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所の被保険者記録によると、昭和43年5月10日から同年12月20日までの期間はC社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。しかし、申立期間②については、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、C社は既に適用事業所に該当しなくなっていることから、当時の事業主に申立人の雇用状況、厚生年金保険の適用状況について照会したところ、「申立人は運転手として勤務していたと思うが、当時の資料が無く、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況については確認できない。」との回答を得ている。

加えて、C社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間当時に被保険者記録が確認できる複数の者に照会したところ、一人は、「私は昭和43年から54年まで季節雇用で勤務していたが、44年から52年までの期間は厚生年金保険の加入記録が無い。」、もう一人は、「私は42年から58年まで季節雇用で勤務していたものの、44年から51年までの期間について厚生年金保険に加入していないが、その理由は分からない。」との供述を得ており、当時、事業主は勤務していた者を一律的に厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうかがえる。

なお、社会保険庁の記録によれば、申立人は、申立期間②の期間は国民年金の被保険者となっており、このうち、昭和43年12月から46年3月までの期間は、国民年金保険料を納付しているほか、46年10月から47年4月までの期間は、国民年金保険料の納付を免除されていた期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。